

支

払催告通知と書いたハガキが届いた。「あなた名義の電話回線から使用された有料アダルト番組について番組提供者より未納利用料金の債権譲渡を受け、代わりに回収する。未納利用料と合わせて遅延損害金、回収代行手数料を3日以内に指定口座に入金すること。入金がなければ最終的にあなたの自宅まで訪問し、交通費、人件費を加算して請求する」と書いてある。そのような情報サービスを利用した覚えはない。どうすればいいのでしょうか。

架

空請求は、数年前から繰り返され、後を絶ちません。このような根拠のない不当請求に対しては支払わず放置することです。利用した覚えがなければ支払う必要はありません。有料番組を利用したことがあっても、その番組提供者からの債権譲渡通知を受けていなければ債権回収業者に利用料を支払わないことです。また、業者に連絡することは、電話番号などを知られることになりますので絶対にやめましょう。送付されたハガキなどは、今後業者から連絡があったときのために保管しておきましょう。「支払えば済むから」と不用意に支払ってしまうと、次々と請求書を送りつけられることにもなりかねません。もし、悪質な取り立てがあった場合は警察に届けましょう。

消費者が一方的に契約を解除できる

知ってますか クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書を受け取った日から原則8日以内(郵便受付)であれば、無条件で契約を解除することができます。

商品を使用していても、原則クーリング・オフはできます。総額が3,000円未満の商品を全額支払った場合や対象外の商品もあります。クーリング・オフをすると、支払った代金はすべて返金され、今後一切請求されません。また、商品を受け取っている場合は、引き取り費用は業者の負担で返品できます。

クーリング・オフできる契約形態・商品などは特定商取引法で指定されています。詳しくは、消費生活センターに問い合わせてください。(電話 0859-34-2668・34-2648)

【書き方の例】裏面(表は会社宛て)

契約解除(申し込み撤回) 通知

・ 申込日 平成○年○月○日

・ 商品名

・ 金額 円(税込み)

右の申込みは撤回し、または契約を解除します。

発信 平成○年○月○日

契約者住所

契約者氏名

これらの書面は、後に大切な証拠になりますので、大切に保管しておきましょう。

クーリング・オフは
書面で通知する必要があります

必ず両面のコピーをとる。

簡易書留(または配達記録)郵便で発送してください。
受取証は大切に保管してください。

契約は口約束(合意)だけでも成立します。

一度契約すると原則として無条件ではやめられません。
契約する前に、まず十分に考えましょう